

6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)

(1)市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取組(第12条第1項、第3項)

ア 母子健康手帳の交付時の対応

母子健康手帳交付時に十分な時間を取り、個別に妊婦健診の受診勧奨や母子保健サービスの説明を行うなど、相談・支援の機会を提供しました。

特に支援が必要な妊婦については、妊娠中から保健師等が家庭訪問などを行い、安心して妊娠・出産ができるよう、継続した支援を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	5,878件	5,582件	5,463件

イ 両親学級の実施

夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	34回	33回	31回
参加者	731人	1,086人	1,020人

ウ こんにちは赤ちゃん！小児科訪問(ペリネイタルビジット)事業

妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医等が小児科医を紹介しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紹 介	763(757)件	754(753)件	722(718)件
指 導	689件	693件	671件

※()は北九州市医師会分のみ。R3.8月より福岡県助産師会が追加。

エ 産婦健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後1か月以内の産婦に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行いました。(令和2年10月19日開始)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産婦健康診査受診者数	5,571人	5,110人	4,939人
産婦健康診査受診率	94.2%	92.2%	93.3%

オ 産後ケア事業

産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、母子の心身のケアや育児のサポートを行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援を行いました。(令和2年9月28日開始)

区分(延べ利用者数)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊型	357人	382人	460人
通所型	1,004人	1,047人	1,511人
通所型(短時間)	969人	796人	952人
居宅訪問型	859人	1,111人	1,173人
合計	3,189人	3,336人	4,096人

カ 多胎家庭支援事業

多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和するため、多胎育児経験者であるピアサポーターが多胎家庭を訪問し、相談対応や外出支援、多胎育児に関する情報提供等を行いました。(令和3年7月1日開始)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
多胎家庭ピアサポーター訪問事業		19回	18回	14回
多胎家庭外出支援事業	登録世帯	14世帯	17世帯	22世帯
	利用回数	7回	5回	10回

キ 育児教室等の実施

乳幼児の食事・睡眠等の基本的生活習慣や、メディアとの付き合い方等、子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育など、育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	199回	266回	165回
参加者延人数	1,814人	3,777人	1,983人

ク 食を通じた乳幼児等の健康づくり事業

乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、教室の開催及び相談を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室開催回数	18回	18回	9回

ケ わいわい子育て相談

心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	112回	116回	113回
参加者	343人	363人	358人

コ 妊産婦・乳幼児なんでも相談(再掲)

育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行いました。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	130 か所	130 か所	130 か所
参加人数	13,064 人	17,404 人	18,284 人

サ 育児支援家庭訪問事業

個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因(ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等)で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問延件数	2,735 人	3,091 人	3,112 人

シ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいの家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、日常生活における負担を軽減し、児童虐待の予防を図りました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣回数	220 回	150 回	365 回

※ 令和6年4月改正児童福祉法の施行に伴い、従来の「養育支援訪問事業(家事・育児支援：1歳未満まで)」、「ヤングケアラー支援訪問事業」を統合し「子育て世帯訪問支援事業」として実施。

ス 幼稚園・保育所等情報の積極的な提供

市民が幼稚園、保育所等を選択する際の有効な情報となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組みました。

また、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者に対し、虐待防止に関する情報を、施設を通して提供しました。

セ 保育サービスコンシェルジュ事業

保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、各区役所及びウーマンワークカフェ北九州に「保育サービスコンシェルジュ」を配置しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数	21,912 件	22,079 件	19,950 件

ソ 保育サービスに関する情報提供の充実

市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況及び各月の入所児童数等の公開及び市LINE公式アカウント上での保育所等の受入可能児童数の公開等、保育所入所希望者への情報提供の充実に図りました。

タ ひとり親家庭施策の周知

ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック(携帯版)」を作成し、配布しました。また、養育費確保を促進するため、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、必要な各種支援制度等の周知を強化しました。

さらに、ウェブ、新聞、情報誌、動画、支援カードの配布等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知しました。

チ 保育カウンセラー事業(再掲)

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応回数	223回	210回	267回

(2)幼稚園、保育所等関係機関に対する、専門的知識及び技術の提供等の支援(第12条第2項)

ア 虐待に関する研修の実施

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専門職、行政関係者等による研修	9回	9回	8回

イ 児童虐待に関する保育所支援報告及び気になる子どもに関する保育所支援報告

保育カウンセラー事業の中で、保育所における児童虐待の状況及び気になる子どもに関するアンケート結果について分析し、報告書にまとめました。

(3)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用(第13条第1項)

ア 乳児家庭全戸訪問事業

4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全戸訪問の割合	94.4%	97.6%	97.1%
訪問件数	5,640 件	5,463 件	5,219 件

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

妊産婦や乳幼児に対する健康診査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、健やかな発育を支援しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査受診率	98.4%	99.0%	98.4%
産婦健康診査受診率	94.2%	92.2%	93.3%
4 か月児健康診査受診率	98.2%	98.7%	98.8%
7 か月児健康診査受診率	98.5%	99.4%	99.3%
1 歳 6 か月児健康診査受診率	96.2%	98.3%	98.1%
3 歳児健康診査受診率	94.3%	98.7%	98.1%

※産婦健康診査は令和2年10月19日開始

(4)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認(第13条第2項)

ア 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業

虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じました。

また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行いました。

さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フォローアップ支援者数	940 人	826 人	590 人

イ 厚生労働省「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

住民票を基に、乳幼児健診の未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子どもの情報を把握し、訪問して子どもを目視すること等により、安全確認を行いました。

ウ 未就園4歳児訪問事業

保育所や幼稚園などに通っていない未就園の4歳児を対象に、区役所の職員が家庭訪問を行い、児童や家庭の状況を確認するとともに、必要に応じ子育て支援についての情報提供を行うなどの支援を実施しました。(令和3年11月開始)